

令和6年7月25日

まちづくり委員会資料

放置自転車等対策に係る一括委託化の
取組状況について

建設緑政局

1 放置自転車等対策の業務内容

- 本市の放置自転車等対策の業務は、次の4つの業務で構成している。
 - 指導・警告業務**：放置自転車等の利用者に対し移動命令や指導警告を行う。
 - 撤去・運搬業務**：移動命令や指導警告を実施した後、なお継続して放置されている自転車等を撤去し、保管所へ運搬する。
 - 保管・返還業務**：撤去した放置自転車等を市内7か所に設けている保管所に保管するとともに、所有者へ返還手続きを行う。
 - 整理・誘導・啓発業務**：通行上著しく支障となっている放置自転車等の整理、利用者に対する駐輪場への誘導、ルール・マナーの向上に向けた啓発活動を行う。

2 これまでの取組

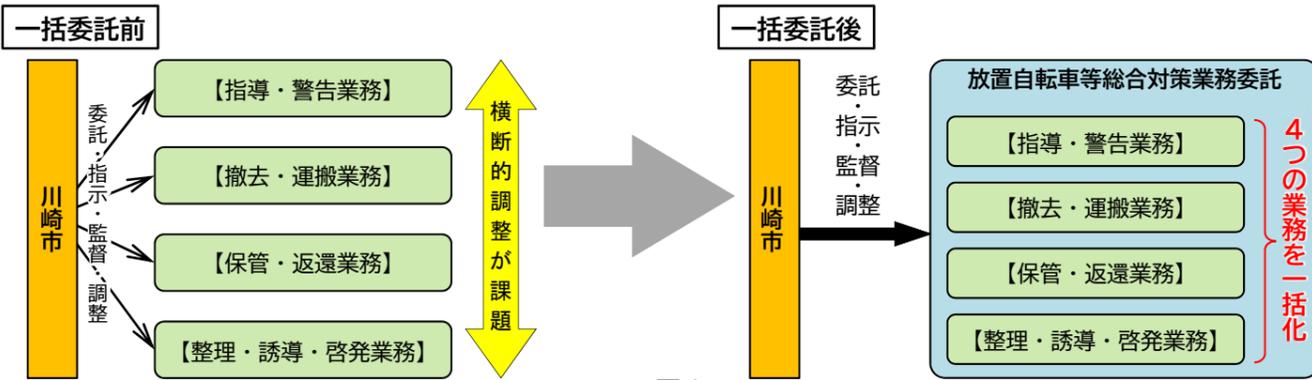


図1

- 本市では、昭和62年に「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、現在、市内51駅及び市外1駅（小田急線鶴川駅）の周辺を自転車等放置禁止区域（以下、「放置禁止区域」という。）に指定している。
- 従来、放置禁止区域内における放置自転車等対策の4つの業務は、令和元年度まで自転車利活用推進室や各区道路公園センターが個別に委託発注等を行ってきたが、市民からの問い合わせに円滑に対応できないことや、横断的な業務間調整が課題であった。
- 令和2年度から4年度まで、北部地区（宮前区、多摩区、麻生区）において、4つの業務を一括した「放置自転車等総合対策業務委託」を試行し、効果検証を行った。
- その結果を踏まえ、令和5年4月から7年3月まで第1期として、市内全域を「南部」、「中部」、「北部」の3ブロックに分け、全市で一括委託を実施した。
- 現在、南部・北部地区は芝園開発株式会社、中部地区は川崎市交通安全協会・NCD共同企業体がそれぞれ実施している。

3 一括委託の全市展開による効果

(1) 放置自転車等対策業務に係る事業費の縮減



図2

- 人件費については、平成30年度を100とした場合、令和5年度は112に上昇している。
- 令和5年度の委託費（約3.86億円）は、令和4年度の委託費等（約4.46億円）に比べ、約6,000万円の削減が図られた。

(2) 放置自転車等の状況



図3

- 一括委託を実施した後、南部地区の川崎駅東口周辺における放置自転車等に対する移動命令の件数は約3割減少した（図3）。
- 一括委託前は、現場の詳細な状況把握と業務間調整に時間がかかるなどの課題があったが、一括委託後は、各業務の状況をリアルタイムで共有し、撤去作業員の配置人数や時間帯を適宜見直すなど、業務の効率化を図ることにより、移動命令、撤去活動の強化につながり、その結果として徐々に移動命令件数が減少してきたものと考えられる（図4）。

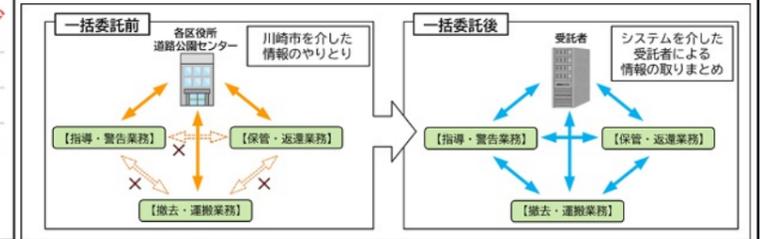


図4

(3) 円滑な業務推進と市民サービスの向上

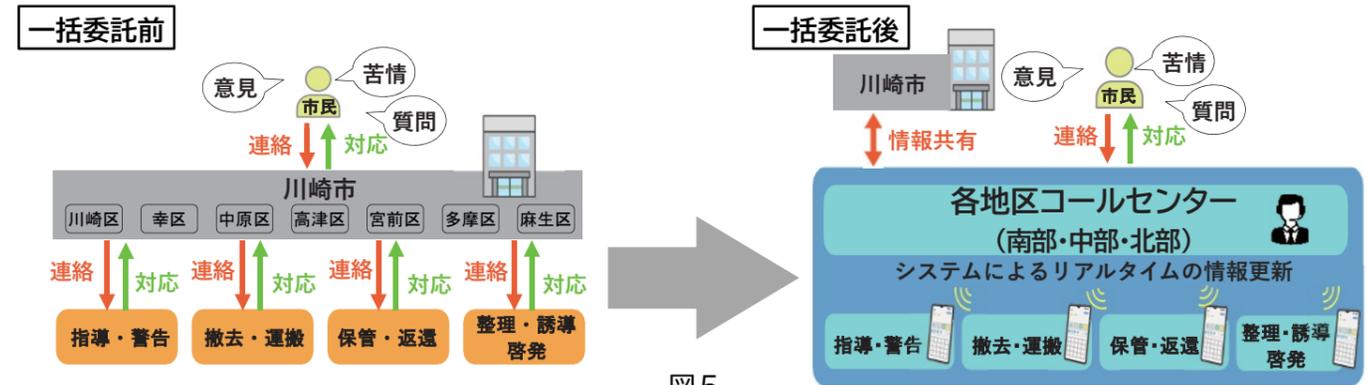


図5

- 一括委託前は、各区道路公園センターが放置自転車等に関する問い合わせや苦情等の窓口となり、電話を取り次いでいたが、一括委託後は、受託者が各地区にコールセンターを設置し、窓口を一元化したことや、システムによりリアルタイムで各業務の作業状況を把握し、苦情対応等の処理能力の向上が図られたことにより、市民サービスの向上につながった。

4 第2期一括委託の今後の予定

- 令和6年 8月～ 次期事業者募集に向けた仕様等の検討
- 11月 事業者募集開始
- 令和7年 1月 建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会自転車対策部会を開催し、公募型プロポーザル方式により受託予定者を選定
- 3月 受託者と契約締結
- 4月1日～ 業務開始（令和9年3月31日まで2か年）

引き続き、一括委託化の効果検証を実施するとともに、地域の特性、駐輪需要の変化を踏まえながら、さらなる効果的な放置自転車等対策を推進してまいります。